

第4編 管材料調達

第1章 総則

第1節 総則

1. 受注者は、配水管工事にかかる水道用ダクタイル鋳鉄管(接合材料を含む)、水道用ダクタイル鋳鉄異形管(接合材料を含む)等の配管材料及び弁・栓類並びに弁室築造材料(以下「配管材料」という。)を調達するときは、的確な試験掘りと配管計画を行い、工事の進捗に併せて材料に不足が生じないように調達しなければならない。
2. 万一、余剰材料が生じても、局長はその責任を負わない。

第2章 配管材料管理

第1節 配管材料の管理

4-2-1-1 管路資材管理責任者

1. 受注者は、配管材料の調達を伴う配水管工事においては、配管材料の管理、並びに使用残管の処分を適正に行うことを目的とする管路資材管理責任者を配置し、施工計画書に定めなければならない。
2. 管路資材管理責任者は、配管材料の使用計画及び在庫管理、使用残管等の発生品の管理等について責任を持って行うものとする。
3. 管路資材管理責任者は、監理技術者、主任技術者又は現場代理人と兼任できるものとする。

4-2-1-2 配管材料管理

1. 受注者は、使用する配管材料の保管場所を明確にし、施工計画書に定めなければならない。
2. 受注者は、配管材料の管理にあたっては、その機能を損なわないようゴム類や内面エポキシ樹脂粉体塗装面に直射日光を当てないようにするとともに、管類の端部を遮蔽する等、保管方法に十分留意しなければならない。
3. 受注者は、材料を使用するまでにその材質に変質が生じないように、下記のとおり配積し、これを保管しなければならない。

(配積方法)

- ①管の下には材木を敷く。
- ②受口と挿し口を交互にして積み、受口部で隣の管を傷つけないようにする。
- ③両端には、必ず歯止めをする。

4-2-1-3 使用残管の処分

1. 受注者は、工事で発生した使用残管（切管）を他工事で使用してはならず、「3-1-8-2 撤去品及び残管の取扱い」の規定に基づき適切に処分しなければならない。
2. 使用残管の処分に当たっては、別途作成する変形使用明細書に記載の記号を、処分する使用残管ごとにペンキ等で明示しなければならない。

第2節 配管材料の調達

4-2-2-1 配管材料の調達

受注者は、配管材料について、「1-2-2-2 第1項 配水管材料」に基づき調達しなければならない。

4-2-2-2 使用材料承諾願

受注者は、配管材料の使用にあたっては、「使用材料承諾願」（所定様式）に「管路資材使用承諾品一覧表」（所定様式）を添付して、局長に提出し承諾を得なければならない。

4-2-2-3 購入材料

1. 受注者は、大阪市水道局調達用配管材料仕様書第2編の各表において、検査機関を（公社）日本水道協会としている購入材料は、（公社）日本水道協会による検査に合格した製品であることを製造会社が証明する書面（以下「受検証明書」という。）を監督職員に提出しなければならない。
2. 大阪市水道局調達用配管材料仕様書第2編の各表において、検査機関を（公社）日本水道協会としている購入材料の使用有効期限は、検査年月の当月1日から3年間とする。ただし、水密性に関するゴム輪、バックアップリング等の有効期限は1年間とする（水密性に関係しないロックリング芯出し用ゴム、ライナ用芯出し等の有効期限は3年間とする）。
3. 局長が承認した資材供給者が外注委託により、局長が承認していない別会社で材料を製造し（公社）日本水道協会の検査を受検している場合で、受検証明書の発行者名が局長が承認した資材供給者と異なる場合、受注者は、外注委託の関係が分かる外注委託契約書若しくは製造会社証明書等を受検証明書に添付しなければならない。

4-2-2-4 在庫品

1. 受注者が保有している在庫品は、検査年月から一定期間（水密性に関するゴム輪、バックアップリング等は1年、その他は3年（水密性に関係しないロックリング芯出し用ゴム、ライナ用芯出しゴム等を含む）、以下同じ。）を経過していない配管材料のみ使用できるものとする。ただし、直管を变形（切管）した残管は、他工事等で使用してはならない。なお、監督職員から請求があった場合は、使用しようとする配管材料の購入時の受検証明書（写し）を提出しなければならない。
2. 受注者は、検査年月から一定期間を経過した配管材料を使用する場合は、（公社）日本水道協会の再検査を受け、その受検証明書を監督職員に提出しなければならない。
3. 受注者は、一定期間経過していない配管材料においても、監督職員が確認検査の際に再検査を指示した場合は、（公社）日本水道協会の再検査を受け、その受検証明書を監督職員に提出しなければならない。

第3章 写真撮影

第1節 写真撮影

4-3-1-1 管路資材納品

1. 受注者は、納品時ごとに納品中の風景（全景）を納品数量が確認できるように写真撮影しなければならない。
2. 写真撮影に際しては、表示されている（公社）日本水道協会検査済印及び鑄出しマーク（管厚・接合形式・製造年・製造メーカー）が判読できる撮影を1品目につき1枚以上撮影しなければならない。

4-3-1-2 在庫品

1. 受注者は、使用する配管材料の状態（外観、内観）を確認できるように撮影しなければならない。
2. 受注者は、保管している場所が判別できるように背景を入れて、撮影しなければならない。

4-3-1-3 配管材料使用状況

受注者は、管据付け後（埋戻し前）の配管状況が確認できる全景写真（背景を入れること）を、第6編 表6-3-3 撮影箇所一覧表 における管布設工に関連する項目の規定に従い撮影しなければならない。

なお、異形管の使用箇所については、小黒板に配管図を記入して撮影するとともに、使用場所が特定できるように留意しなければならない。

4-3-1-4 使用残管処分

受注者は、処分する使用残管（切管）について、スケール等を当て、本数、延長が確認できるように写真を撮影しなければならない。

第2節 写真の提出

受注者は、配管材料使用状況の写真について、「6-3 写真管理基準」の規定に基づき撮影しなければならない。また、監督職員が写真の提出を求めた場合には、速やかに提出しなければならない。

第4章 配管材料検査

第1節 配管材料検査

4-4-1-1 一般事項

受注者は、工事に使用する配管材料等について、立会検査願（所定様式）を監督職員に提出し、立会検査を受検しなければならない。

検査は、管路資材保管場所及び施工現場等において、監督職員による現品確認（検査刻印、外面塗装、内面塗装、保管状況等検査を含む）を行うものとする。

4-4-1-2 配管材料確認

監督職員が配管材料確認を行う際には、管路資材管理責任者が必ず立ち会わなければならない。

また、受注者は、次の事項について提出、報告しなければならない。

1. 受注者は、配管材料の全品について、立会検査願（所定様式）及び納入写真を提出しなければならない。
2. 受注者は、在庫品の確認の際には、在庫品全数を確認できるよう、新規に購入した配管材料と在庫品が明確にわかるように区分しておかななければならない。
3. 受注者は、材料保管場所に配管材料を新規で購入し搬入する場合、立会検査願（所定様式）により、その日時を監督職員に事前に報告したうえで、立会検査を受検しなければならない。なお、これにより難しい場合は、配管材料の現品確認方法について監督職員と協議すること。
4. 受注者は、監督職員の立会検査に際し、立会検査願 品目一覧表（所定様式）に必要事項を記入したうえで、納品書又は伝票（写し）を添付して監督職員へ提出すること。